

**P2** ▶ アニメで学ぶ！「新入社員 萌の働き方改革って なに？」配信開始しました！

**P3** ▶ 「東京みらいの名工育成プログラム」受講者募集

**P4** ▶ 東京労働局からのお知らせ

**P5** ▶ 都立職業能力開発センターからのお知らせ

**P6** ▶ 新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル設置のお知らせ



令和2年(2020年)3月25日発行  
東京都産業労働局雇用就業部調整課  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1  
☎03(5320)4646  
印刷物規格表1類 印刷番号(30)89

東京都の雇用就業に関する総合WEBサイト  
**TOKYOはたらくネット**

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>



TOPICS

社員を守り、会社を守る!! 感染症対策として、今こそテレワークを!!!



## 中堅・中小企業がテレワークを導入する際の経費を助成します!!!

最大  
250万円  
補助率10/10

東京都は、都内の中堅・中小企業に対し、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止対策や緊急時における企業の事業継続対策としてテレワークを導入する場合に、必要な機器やソフト等の経費の助成を行っています。ぜひご活用ください。



※東京都は、快適な通勤環境や企業の生産性の向上を図る新しいワークスタイルや企業活動の東京モデルを「スムーズBiz」とし、全ての人々がいきいきと働き、活躍できる社会の実現に向け、東京2020大会の交通混雑緩和に向けた交通需要マネジメント(TDM)とテレワーク、時差Bizなどの取組を一体的に推進しています。

### 事業継続緊急対策(テレワーク)助成金

1 助成の内容

助成対象	助成の対象となる費用の例	助成金上限・助成率
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機器等の購入費</li> <li>◆機器の設置・設定費</li> <li>◆保守委託等の業務委託料</li> <li>◆導入機器等の導入時運用サポート費</li> <li>◆機器のリース料</li> <li>◆クラウドサービス等ツール利用料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆パソコン・タブレット・VPNルーター</li> <li>◆VPNルーター等、機器の設置・設定作業費</li> <li>◆機器の保守費用</li> <li>◆導入機器等の操作説明マニュアル作成費</li> <li>◆パソコン等リース料</li> <li>◆コミュニケーションツール使用料</li> </ul>	限度額：250万円 助成率：10/10

2 申請資格 常時雇用する労働者が2名以上999名以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等  
※東京都が実施する「2020TDM推進プロジェクト」への参加が要件です。(その他要件あり)

3 申請受付期間 令和2年3月6日(金)から5月12日(火) ※締切日必着  
 ・申請書類は、郵送により提出してください。  
 ・予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります。  
 ・本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、以下のホームページよりご確認ください。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kinkyutaisaku.html>

4 助成事業の実施期間 支給決定通知日以降、令和2年6月30日までに完了する取組が対象です。  
(詳細は下記受付先までご確認ください)



### ◆その他テレワークに係る東京都の主な支援制度◆

テレワークを始めてみたい

ワークスタイル  
変革コンサルティング  
はじめてテレワーク  
(テレワーク導入促進整備補助金)

テレワーク導入を検討している企業等に無料で専門家を派遣し、テレワーク実施に向けた様々な助言を行います。コンサルティングを受けた企業には、テレワークに必要な機器・ソフト等の導入費等を補助します。  
※2020TDM推進プロジェクトへの参加が要件です。  
〈補助金額〉 最大110万円 (補助率10/10)

テレワークを導入・拡大したい

テレワーク活用・働く女性応援助成金  
(テレワーク活用推進コース)

テレワークに必要な機器・ソフト等の導入費用の一部を助成します。  
新たにテレワークに取り組む企業だけでなく、取組を拡大する場合にも活用できます。  
〈補助金額〉 最大250万円 (補助率1/2)

【問合せ先】公益財団法人 東京しごと財団 雇用環境整備課  
〒101-0065 東京都千代田区西神田3-2-1 住友不動産千代田ファーストビル南館5階  
☎03(5211)2397 (受付時間：平日9:00~17:00(12:00~13:00を除く))

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/>

ワークスタイル変革コンサルティングは東京都が実施しています。詳細はこちらからご確認ください。

<https://consulting.metro.tokyo.jp/workstyle/>



## アニメで学ぶ！ 新入社員 萌シリーズ 第4弾 「新入社員 萌<sup>もえ</sup>の働き方改革ってなに？」を配信開始しました！

労働法は、働く人の生活や健康を守る様々なワークルールを定めています。このルールを知ることで、会社とのトラブル防止などの適切な対応をとることができます。

東京都では、就職前後の若者が労働法を気軽に楽しく学べるように、スマートフォンでも見られるアニメ動画を配信しています。

第4弾の今回は、平成31年4月から順次施行されている働き方改革関連法をテーマに、主要なポイントである「労働時間の上限規制」や「有給休暇の時季指定義務」、「同一労働同一賃金」について、わかりやすく解説します！

ぜひご覧ください！

※本動画は、新入社員“佐倉萌(もえ)”が、労働法の神様“ガベル”から働き方改革の重要なルールの変更について学びます。



★動画は、労働相談情報センターのQRコード等からご覧いただけます。



①HP : <https://manabu.metro.tokyo.lg.jp/douga/>

②YouTube : <https://www.youtube.com/channel/UCmqx2wKqEjjMgYOWRd1GTZg/>

③DVD貸出 : 都内6か所の労働相談情報センター・各事務所、都民情報ルーム(東京都庁第一本庁舎3階)

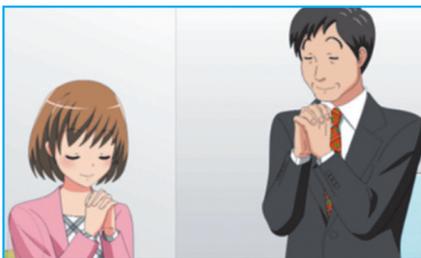
【問合せ先】労働相談情報センター 事業普及課 ☎03(5211)2209

### 各動画の紹介

#### 1 労働時間の上限規制

萌が仕事をしていると課長がニヤニヤしながら近づいて来た。働き方改革の法改正についてガベルに教えてほしいという。

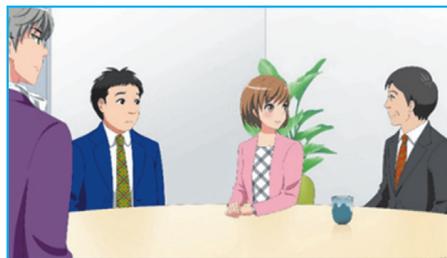
二人が「ガベル様、お願い」とお祈りをすると、労働法の神様ガベルが現れ、労働時間の上限のルールや罰則について説明する。  
(労働基準法第36条 等)



#### 2 有給休暇の時季指定義務

ガベルから教えるをうける、萌、課長、岡ちゃん。「営業課長が有給休暇を取るようになってるさいんだ」と岡ちゃんがぼやくと、ガベルが会社は社員に5日は有給休暇を取らせないといけなくなったと説明する。

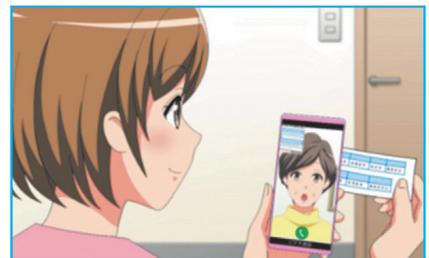
会社に休む日を決められちゃうの？  
(労働基準法第39条 等)



#### 3 同一労働同一賃金

ボーナスで買い物をしてご機嫌な萌。テレビ電話で母に給与明細を見せると「社員より仕事ができるのにパートのボーナスは雀の涙よ」と嘆く。

ガベルが降臨し、待遇が良くなるかもしれないと、同一労働同一賃金について解説を始めた。  
(パートタイム・有期雇用労働法第8条 等)



なお、労働相談情報センターでは、日頃から、解雇、賃金不払いなど、労働問題全般に関する相談に応じられています。窓口の詳細は下表のとおりです。ぜひご利用ください。

	所在地	☎電話番号	担当区域	夜間
飯田橋	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階	03(3265)6110	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、島しょ	月・金
大崎	品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー2階	03(3495)6110	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区	火
池袋	豊島区東池袋4-23-9	03(5954)6110	文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区	木
亀戸	江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ7階	03(3637)6110	台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区	火
国分寺	国分寺市南町3-22-10	042(321)6110	(以下の区域を除く多摩地域)	月
八王子	八王子市明神町3-5-1	042(645)6110	八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市	水



▲労働法の神様  
ガベル

※電話相談 : 平日の午前9時～午後5時  
(終了時間)まで

※来所相談(予約制) : ①平日9時～午後5時(終了時間)まで

②夜間は各事務所担当曜日午後8時(終了時間)まで

## 「東京みらいの名工育成プログラム」受講者募集 《申込期間 4月1日(水)～4月30日(木)》

「東京みらいの名工育成プログラム」は、業界をけん引する技能者を対象に、技能向上への意識醸成と後進への指導の取組を支援する講習です。令和2年度は以下のとおり実施します。

コース名	木工製作	機械加工	金属塗装	建築配管
受講対象者	都内の中小企業等に勤務する技術者で、自らの技能及び指導力の向上を目指す意思がある方。原則として、各コースに対応する2級技能士である方。勤務先からの推薦が必要です。			
講習内容	指導経験豊富な熟練技能者が指導し、技能継承はもちろんのこと、体系的・論理的な指導技法を体験することができます。講習の後半には、講習の成果を確認するための課題製作を行い、成績優秀者には、「東京みらいの名工」の称号が付与されます。			
受講日程	5月23日～6月27日の 土曜日(全6回)	6月13日～7月18日の 土曜日(全6回)	5月23日～6月27日の 土曜日(全6回)	6月13日～7月18日の 土曜日(全6回)
実施校	城南職業能力開発センター	城南職業能力開発センター 大田校	城東職業能力開発センター	多摩職業能力開発センター
定員	5名	5名	5名	5名
受講料	16,200円(他に教科書を各自購入。別途、任意加入の傷害保険があります)			
申込期間	4月1日(水)～30日(木)			
申込先	所定の「受講申込書」(HPからダウンロード可)を各コースの実施校へ直接お持ちいただくか、郵送にてお申込みください。			

 <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/monodukuri/keisho/meikouikusei/>



▲木工製作



▲機械加工



▲金属塗装



▲建築配管

【問合せ先】産業労働局 雇用就業部 能力開発課 ☎03(5320)4719

## 令和2年度 前期 技能検定試験のご案内

技能検定とは、働く上で必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度で、合格すると「技能士」という国家資格を与えられます。東京都では、以下のとおり、機械加工や防水施工等の技能検定職種について、令和2年度前期技能検定試験を実施します。

### 〔試験実施職種〕

1・2級41職種、3級16職種 単一等級4職種

### 〔受検資格〕実務経験のみの場合

- 1級は7年以上 ○2級は2年以上
- 単一等級は3年以上の実務経験者  
(職業訓練受講歴・学歴等による短縮あり)
- 3級は実務経験を有すること  
(ただし、関連講習を受講した場合を除く)

〔申込期間〕4月6日(月)～17日(金)

〔申込方法〕受検申請書等を以下の申込み先へ持参してください。

(申請書の配布もこちらです)

〔申込み先〕東京都職業能力開発協会  <http://www.tokyo-vada.or.jp/>

〒102-8113 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階 ☎03(5211)2353

【事業全般に関する問合せ先】産業労働局 雇用就業部 能力開発課 ☎03(5320)4717

### 〔技能検定の等級区分〕

- 特級**：管理者又は監督者が通常有すべき技能・知識
- 1級・単一等級**：上級技能者が通常有すべき技能・知識
- 2級**：中級技能者が通常有すべき技能・知識
- 3級**：初級技能者が通常有すべき技能・知識





## 東京労働局からのお知らせ

HP <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/>



## 2020年度 労働基準監督官採用試験のお知らせ

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいて、あらゆる職場に立ち入り、事業主に必要な指導を行う等により、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ること等を任務とする厚生労働省の専門職員です。

### 〔受験資格〕

- 1 平成2年(1990年)4月2日～平成11年(1999年)4月1日生まれの者
- 2 平成11年(1999年)4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
  - (1) 大学を卒業した者及び令和3年(2021年)3月までに大学を卒業する見込みの者
  - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者



〔試験の区分・採用予定者数〕◆労働基準監督A(法文系)・約185名 ◆労働基準監督B(理工系)・約45名

〔インターネット受付期間〕3月27日(金)午前9時～4月8日(水) **[受信有効]**

- ◆インターネット申込用受験案内URL：[http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannai/jyukennannai\\_rouki.pdf](http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannai/jyukennannai_rouki.pdf)
- ◆インターネット申込専用URL：<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>



▲受験案内



▲申込専用

### 〔試験日程〕

- ① 第1次試験(択一式、記述試験)：6月7日(日)
- ② 第2次試験(人物試験)：7月14日(火)～16日(木)
  - ※上記3日間のうち、第1次試験合格通知書で指定する日時(原則として、日時の変更は認められません。)
  - ※最終合格者発表は8月18日(火)午前9時になります。
- ③ 最終合格発表後の採用面接：8月下旬
  - ※採用を希望する都道府県の労働局で採用面接を行います。



詳細は、厚生労働省 (「労働基準監督官採用試験」で検索)をご覧ください。

HP <https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

【問合せ先】東京労働局 総務部 総務課 人事第2係 03(3512)1600

## 家内労働委託者の方へ

### ～「委託状況届」は4月30日までに忘れず提出してください～

家内労働者へ仕事(内職等)を委託している事業主は、毎年4月1日現在の家内労働者数や委託内容等を「委託状況届」に記入し、4月30日までに所轄労働基準監督署に提出することが義務付けられています。



【問合せ先】東京労働局 労働基準部 賃金課 03(3512)1614

## ◆ 求職者支援訓練のご案内 ◆

〔対象〕雇用保険受給資格がない求職者等一定の要件を満たす方 ※詳細は でご確認ください。

〔訓練科目〕事務・医療事務・介護・IT等 約20～30コース

〔訓練期間〕2か月～6か月 〔受講料〕無料(テキスト代等は自己負担)

HP [https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/shokugyou\\_kunren/kyuusyokusyasienkunren\\_00184.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_kunren/kyuusyokusyasienkunren_00184.html)

※申込み・ご相談は、お住まいの住所を管轄するハローワークの訓練担当窓口まで。

【問合せ先】都内各ハローワーク <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/>



▲QRコードからもアクセスできます



## 都立職業能力開発センターからのお知らせ

### ■ 都立職業能力開発センター6月入校生募集！ ■

都立職業能力開発センターでは、機械、建築、造園、電気、情報、印刷、塗装、介護、ファッション等、様々な分野の職業訓練を実施しています。このたびは**6月入校生の募集**を行います！

〔募集科目〕	住宅内外装仕上科 (6か月)	エンジニア基礎養成科 (4か月)	電気制御基礎養成科 (4か月)	ジョブセレクト科 (2か月)
〔受講対象者〕	一般求職者、 転職希望者	30歳未満で、就業経験がない、または少ない方		
〔定員〕	10名	10名	10名	5名
〔実施校〕	城東職業能力開発センター		多摩職業能力開発センター	城東・多摩職業能力開発センター
〔申込み〕	4月6日(月)～5月7日(木)に住所地为管轄するハローワークか 各職業能力開発センター・校へ直接ご持参ください。			4月14日(火)～5月14日(木)に 城東職業能力開発センター 又は多摩職業能力開発センターへ 直接ご持参ください。
〔選考日〕	5月15日(金)			5月18日(月)
〔授業料〕	無料。ただし、教科書・作業服代等は自己負担となります。			

★詳細は、 <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kyushokusha-kunren/school/annai/>

【問合せ先】城東職業能力開発センター ☎03(3605)6140

多摩職業能力開発センター ☎042(500)8700

### ● 東京都民間委託訓練入校生募集 ●

#### ★パソコン実践科6月生(3か月)★

〔対象〕45歳以上の求職者

〔定員〕各30人

〔受講料〕無料 ※教科書代等は自己負担となります。

〔実施校(最寄駅)〕

- 専門学校 東京テクニカルカレッジ(東中野)
- 資格の学校TAC池袋校(池袋)
- ペガサスキャリアスクール(南大沢)

〔申込み〕3月30日(月)から4月10日(金)までの申込期間中に住所地の  
ハローワークへ申込書を直接ご持参ください。

※この他にもさまざまな職業訓練を実施しています。

☆詳細は、「TOKYOはたらくネット」

 <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kyushokusha-kunren/itaku/> をご覧ください。

【問合せ先】産業労働局 雇用就業部 能力開発課 ☎03(5320)4807



### ◆ キャリアアップ講習4月受付 ◆

～スキルアップや資格試験受験対策等のための短期講習～ ※主に平日夜間や休日に実施します。

〔内容〕危険物取扱者(乙種第4類)受験対策、公害防止管理者(水質関係第4種)受験対策(1)(2)、  
簿記【初級】等61コース(予定)

〔対象〕現在、主に中小企業で働いている方で、都内に在住または在勤の方

〔授業料〕1,000円～6,500円(他に教科書を各自購入)

〔申込期間〕4月1日(水)～10日(金)※期間内必着。

往復はがき、、で必要事項を記入の上、直接講習を実施するセンター・校へお申込みください。

※詳細は、 [https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/zaishokusha-kunren/carr\\_up/](https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/zaishokusha-kunren/carr_up/) をご覧下さい。

【問合せ先】産業労働局 雇用就業部 能力開発課 ☎03(5320)4719

赤羽校イメージキャラクター  
あかばねちゃん



## しごとを探している方のためのセミナー

(公財)東京しごと財団

※初めて東京しごとセンター・東京しごとセンター多摩をご利用される方は、事前に利用者登録をしていただきます。

※セミナー等の募集は、原則として、先着順での受付となります。

※一部のセミナーはから申し込み可能です。(  <https://www.tokyoshigoto.jp/> )

## ◆東京しごとセンター(千代田区飯田橋3-10-3)のセミナー

対象	講習・セミナー名	内 容	日 時	会 場	定員	申 込 先
34歳以下	就活力・ビジネス力が格段にアップするノートテイク術	講義を聴きながら…板書の文章を分かりやすく簡潔に…ノートをとる際に身に付けたいフォーム・記号・図解の仕方を体験ワークを行いながら実践的に学んでいく。	4月2日(木) 13時30分～16時30分	東京しごとセンター	20人	ヤングコーナー  03(5211)2851
	第1回 合同企業説明会 対象:34歳以下の既卒者・2021年3月卒業予定の方	採用に意欲的な企業が20社、東京しごとセンターに集結!企業・仕事選びの視野を広げる。	4月10日(金) 13時～17時		100人	ヤングコーナー  03(5211)6351
	就活シーンで「映える」!～パーソナルカラーを活かした着こなしテクニック～	就活時のスーツの着こなし、清潔感等のアドバイスを行う。	4月22日(水) 13時30分～16時30分		20人	ヤングコーナー  03(5211)2851
30～54歳	働き方を考えるときに知っておきたいマネーの知識2020	2019年は老後資金問題や消費税増税等、お金について考える機会が多くあった。2020年は給与所得控除の改正、同一労働同一賃金の導入等が予定されている。マネーの知識を身につけて、納得できる働き方を選択する。	4月7日(火) 13時30分～15時30分	東京しごとセンター	100人	ミドルコーナー  03(3265)8904
	～つくられるキャリアからつくるキャリアへ～自分らしいキャリアの描き方	58歳からキャリアコンサルタントとしてスタートした講師自身の事例をはじめとした様々な事例をとおして、働く環境の変化や働き方の多様化が進む中でのキャリアデザインのヒントを提供する。	4月21日(火) 13時30分～15時30分		100人	

## ◆東京しごとセンター多摩(国分寺市南町3-22-10)のセミナー

対象	講習・セミナー名	内 容	日 時	会 場	定員	申 込 先
2021年3月卒業予定及び既卒3年以内	合同企業説明会 in 立川	新卒採用に積極的な企業22社が参加し説明を聞くことができます。	4月16日(木) 13時～16時30分	立川グランドホテル	100人	 042(329)4524
29歳以下	若者と企業の交流会 in 国分寺	中小企業の魅力や仕事のやりがいなどを理解するため、企業の人事担当者と交流を行います。4社の企業が参加予定。	4月21日(火) 10時～16時10分	東京しごとセンター多摩	30人	 042(329)4510
全年齢	就職面接会 in 立川	参加予定企業10社程度。当日は複数の企業と面接が可能。	4月24日(金) 13時～16時 (受付時間12時30分～15時)	立川商工会議所	—	 042(329)4524

## 東京都労働相談情報センター

## 新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤルの設置のお知らせ

東京都労働相談情報センターでは、新型コロナウイルスに関して、休暇や休業の取り扱い、職場のハラスメントなどについての相談の専用ダイヤルを設置しています。

&lt;相談受付&gt;

**0570-00-6110** (東京都ろうどう110番)

※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。

&lt;対応時間&gt; 平日 9時～20時 土曜 9時～17時

<相談内容> ・有給休暇等の取り扱い ・休業に関する賃金の支払い ・退職、解雇に関すること  
・新型コロナウイルスに関連してのハラスメント など